

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 18 年 4 月)

食品安全委員会が行った食品健康影響評価(リスク評価)が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関(リスク管理機関)の施策の実施状況について、調査を行った。

なお、本調査については、前回までの調査(第 1 回(平成 16 年 6 月報告) 第 2 回(同年 12 月報告) 第 3 回(平成 17 年 10 月報告))に引き続き、4 回目の調査である。

今回の調査対象は、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、平成 17 年 4 月から平成 17 年 9 月までの間に厚生労働省、農林水産省及び環境省に対してその結果の通知を行った評価品目(10 分野、36 品目)とした。

添加物 5 品目、農薬 5 品目、動物用医薬品 5 品目、汚染物質 1 品目、器具・容器包装 1 品目、微生物 1 品目、プリオン 2 品目、かび毒・自然毒 1 品目、遺伝子組換え食品等 8 品目、新開発食品 7 品目

また、前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目(4 分野、14 品目)についても調査を行った。

農薬 1 品目、器具・容器包装 1 品目、遺伝子組換え食品等 2 品目、新開発食品 10 品目

調査は、評価結果の通知を行った関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」(別添)による報告(平成 18 年 3 月 31 日現在)を受けることで行った。

施策の実施状況

分野別に、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を整理すると、以下のとおりである。

なお、前回の調査品目についても、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったものなどについて、その後の進捗状況等を整理した。

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

食品安全委員会は、添加物の新規指定、使用基準等の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、5品目の添加物の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたもの

〔4品目：アセトアルデヒド、2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン、ブタノール〕

（施策の概要）

アセトアルデヒド（平成17年7月21日付け通知）、2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン（平成17年8月18日付け通知）の3品目については、薬事・食品衛生審議会において審議され、添加物として指定することは差し支えないとされるとともに、指定に当たっては、着香の目的以外に使用してはならないとする答申を得たところである。

ブタノール（平成17年9月22日付け通知）については、薬事・食品衛生審議会において審議中となっている。

評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

〔1品目：ナタマイシン〕

（施策の概要）

ナタマイシンについては、添加物としての指定がなされ、抗真菌作用を目的として特定食品の最終製品の表面処理にのみ限定し、適切に使用される場合にあっては、耐性菌出現による医療上の問題を生じる可能性は極めて少ないと考えられるとした食品安全委員会の意見を踏まえ、ナチュラルチーズ（ハード及びセミハードの表面部分に限る。）以外の食品に使用してはならない、ナタマイシンは食品の1kgにつき0.020g以上残存しないように使用しなければならないとする使用基準及び成分規格が設定された。

なお、平成13年度の我が国における1人1年当たりのチーズの摂取量1.9kg（食料需給表による）から、すべてのチーズにナタマイシンが0.020g/kg残存した場合、1日体重kg当たりのナタマイシンの摂取量は0.002mgと推定され、この量は、ADIの0.67%に相当するとされている。

また、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて再評価を検討する必要が

あると考えるとした食品安全委員会の意見については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において、国内外の新たな知見の収集、1日摂取量調査等に努めるとともに、必要に応じて、その指定、使用基準について見直しを行うこととするとされている。

2 農薬

食品安全委員会は、農薬の登録申請に伴う食品中の残留基準の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、4品目の農薬の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価の結果、いずれも**一日摂取許容量（ADI）が設定された。**

〔4品目：ジノテフラン、カズサホス、ピリダリル、ピラクロストロビン〕

（施策の概要）

カズサホス（平成17年6月30日付け通知）、ピリダリル（平成17年7月28日付け通知）については、薬事・食品衛生審議会において審議され、食品規格（農産物等に係る農薬の残留基準）を設定することが適当とする答申を得たところである。

ジノテフラン（平成17年6月16日付け通知）、ピラクロストロビン（平成17年9月22日付け通知）については、薬事・食品衛生審議会において審議中となっている。

また、**土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直しについて**、農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める、農薬取締法第3条第1項第5号に該当するかどうかの基準における土壌中半減期のクライテリア（場合分け尺度）を「1年」から「180日」に改める、農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める、農薬取締法第3条第1項第5号に該当するかどうかの基準における土壌中半減期を算出されるために用いる試験法を、「ほ場試験及び容器内試験」から「ほ場試験」のみに改めるに当たり、環境省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、**場合分け尺度を土壌中半減期として「1年」から「180日」へ変更すること、及び「ほ場試験及び容器内試験」を「ほ場試験」のみへと変更することにより、食品健康影響リスクを増大させるおそれはないと考えられると評価された。**

（施策の概要）

土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直しについては、食品健康影響評価の結果を踏まえ、農薬取締法第3条第2項の規定に基づき、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号）告示第2号イの基準を適用するか、口及びハの基準を適用するかの場合分け尺度を土壌中半減期として「1年」から「180日」へ変更すること、及び「ほ場試験及び容器内試験」を「ほ場試験」のみへ変更することとした改正が行われた。

なお、後作物残留試験成績の集積に努めること、及び残留試験成績の不偏性の向上のための方策を検討することとした食品安全委員会の意見については、平成18年度よりそれぞれ環境省の事業によりデータの収集を行うこととされている。また、他法令による規制との齟齬が生じないように実施することとした意見については、農薬取締法第16条の2第2項に基づき厚生労働省に対し意見聴取が行われている。

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

クロチアニジン（一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの（平成17年1月27日付け通知））については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、今回の残留基準の設定後の理論最大摂取量（TMDI）の対ADI比は、国民平均で12.8%、幼小児（1～6歳）で25.7%、妊婦で10.8%、高齢者（65歳以上）で13.8%と試算されている。

3 動物用医薬品

食品安全委員会は、食品中の残留基準の設定、製造等の承認及び再審査に当たり、厚生労働省及び農林水産省からの意見の求めに応じて、5品目の動物用医薬品の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応が取られている。

適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたもの

〔2品目：豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン（日生研ARBP混合不活化ワクチンME）、鶏コクシジウム感染症（アセルプリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合ワクチン（パラコックス-5）〕

(施策の概要)

これらの 2 品目については、食品中の残留基準は設定しないこととし、動物用医薬品としての製造又は輸入販売の承認がなされた。

評価の結果、一日摂取許容量 (A D I) が設定されたもの

〔 1 品目 : 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体 (塩酸ジフロキサシン) 及び豚の飲水添加剤 (ベテキノン可溶散 25%) 〕

(施策の概要)

塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体 (塩酸ジフロキサシン) 及び豚の飲水添加剤 (ベテキノン可溶散 25%) (平成 17 年 8 月 25 日付け厚生労働大臣、平成 17 年 7 月 14 日付け農林水産大臣あて通知) については、残留基準値設定に必要な資料を収集中である。

なお、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであるが、これについては、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられると評価されたもの

〔 2 品目 : リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体 (リン酸チルミコシン 20% (原液)) 及び豚の飼料添加剤 (動物用プルモチルプレミックス - 20、同 - 50、同 - 100)、鶏の産卵低下症候群 - 1976 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (オイルボックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン - C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン) 〕

(施策の概要)

鶏の産卵低下症候群 - 1976 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (オイルボックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン - C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン) (平成 17 年 8 月 4 日付け通知) については、再審査の申請者に対して再審査の結果が通知された。

リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体 (リン酸チルミコシン 20% (原液)) 及び豚の飼料添加剤 (動物用プルモチルプレミックス - 20、同 - 50、同 - 100) について、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきであるとした食品安全委員会の意見については、マクロライド系抗生物質としての薬剤耐性菌を介した影響について、評価要請 (平成 15 年 12 月 8 日) を行っているところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

4 汚染物質

食品安全委員会は、**魚介類等に含まれるメチル水銀について**、「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項」(平成15年6月3日公表)の見直しの検討に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、評価の結果、**魚介類等に含まれるメチル水銀に係る摂食に関して考慮すべきハイリスクグループとして「胎児」が挙げられ、メチル水銀の耐容週間摂取量が設定された。また、ハイリスクグループを胎児としたことから、妊娠している方もしくは妊娠している可能性がある方が対象となるとされた。**

(施策の概要)

魚介類等に含まれるメチル水銀については、食品健康影響評価結果を踏まえ、妊婦を注意事項の対象とし、食品健康影響評価結果の耐容量(2.0 μ g/kg 体重/週)と、国民栄養調査結果に基づく妊婦の体重(55.5kg)及び1回に摂食する魚介類の量が一般に80g程度(切身一切れ、刺身一人前にほぼ相当)であることを踏まえ、1週間に3回程度食べた場合に耐容量を超えてしまう魚介類について、1週間当たりの魚介類ごとの摂食量の目安を注意事項として示すなどした妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項が公表されている。

なお、今後は、魚食の栄養学的なメリットに関する研究や、魚を含む食品によって摂取されるメチル水銀の影響発現の交絡因子の研究が必要であるなどとした食品安全委員会の意見については、今後とも、魚介類が含有する水銀量についての情報収集を行うこととされている。また、国民の十分な理解を得られるようなリスクコミュニケーションが必要とした意見については、「食品に関するリスクコミュニケーション」(平成17年8月：東京都、大阪市、平成18年2月：仙台市)において、本注意事項内容について意見交換等が実施されている。

5 器具・容器包装

食品安全委員会は、**ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る規格を新たに設定するに当たり**、厚生労働省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、評価の結果、**ポリ乳酸を器具又は容器包装として使用する場合に考慮すべき物質として「ラクチド」が挙げられ、一日摂取許容量(ADI)が設定された。**

(施策の概要)

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、要請者より資料が提出され次第、薬事・食品衛生審議会において審議が行われることとされている。

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正(規格基準の改正を行うことについては、人の健康に影響を及ぼす可能性はないと判断したと評価されたもの(平成17年2月3日付け通知))については、器具及び容器包装に係る規格基準、並びに洗浄剤に係る規格基準に記載されている一般試験法等の改正が行われた。

【生物系評価グループ】

1 微生物

食品安全委員会は、**調製粉乳のセレウス菌**について、セレウス菌感染症と調整粉乳との因果関係は明らかにはなっていないが、近年、低体重児におけるセレウス菌感染症が報告されていることから、食品の基準又は規格として、調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定するに当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、評価の結果、**低出生体重児が調製粉乳を摂取することにより、セレウスによる全身性感染症に罹患する食品健康影響（リスク）は、現時点において極めて低いと考えられるとされた。**一方、調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、一般消費者、病院等に対する指導等が重要と考えられるとされた。

（施策の概要）

調製粉乳のセレウス菌については、調乳後の調製粉乳が適切に取り扱われるよう、その衛生的な取扱い方法等が示され、自治体等にその周知が要請されている。

2 プリオン

食品安全委員会は、**我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策**について、と畜場における BSE 検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進、特定危険部位(SRM)の除去の徹底、飼料規制の実効性確保の強化、BSE に関する調査研究の一層の推進、の 4 項目に係る BSE 対策に関して、厚生労働省及び農林水産省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、2005 年 4 月からと畜場における **BSE 検査対象牛を全年齢から、21 ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響（リスク）は、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断されるなどと評価された。**（詳細については、別添「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」の評価結果の概要のとおり。）

なお、本件に関し、平成 18 年 1 月 12 日の食品安全委員会第 126 回会合、19 日の第 127 回会合及び同日のプリオン専門調査会第 35 回会合において、厚生労働省及び農林水産省から報告がなされている。

（施策の概要）

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、以下のとおり施策が講じられている。

（ と畜場におけるBSE検査対象月齢の見直し）

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正し、と畜場におけるBSE検査の検査対象を21か月齢以上とすることとされている。（厚生労働省）

（ SRMの除去・交差汚染防止）

SRM管理に関し、スタンニング方法、ピッシング、背割りによるせき髄片の飛散防止、特定部位の焼却の状況等の確認のため、定期的（年2回）に調査を実施することとされている。

せき髄片飛散防止のための背割り前のせき髄除去の導入指導については、施設整備のための国庫補助の措置を引き続き行い、推進することとされている。

ピッシングについては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところであり、平成17年4月には、ピッシング中止への取り組みの更なる推進を図るため、ピッシングを実施していない施設の事例集を作成するとともに、各自治体を通じて今後3年間のと畜場毎の対応方針の作成を依頼し、結果がとりまとめられている。（厚生労働省）

（ 飼料規制の実効性確保の強化について）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年7月24日農林省令第36号）について、輸入業者に輸入飼料の原材料の届出を義務化するとともに、これまで届出義務のなかった小売業者へも届出を義務化することとして一部改正がなされている。

なお、具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要があるとした食品安全委員会からの意見については、平成17年度において、輸入段階については、輸入飼料の原材料の届出に基づき独立行政法人肥飼料検査所により30点程度を目途に検査を行い、飼料規制の遵守状況について監視することとされている。また、販売、農家段階については、各都道府県による計画的な飼料規制の遵守状況について監視を行うほか、地方農政局等による1,000戸の牛飼養農家への巡回調査を行うこととされている。（農林水産省）

（ BSEに関する調査研究の一層の推進）

厚生労働科学研究により、異常プリオンたん白質の検出技術の高度化、と畜処理工程における枝肉等のSRM汚染防止措置の評価方法の開発、動物接種試験等BSEに関する研究を引き続き推進することとされている。（厚生労働省）

平成15年度より開始したプロジェクト研究「牛海綿状脳症（BSE）及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発」において、BSE診断法の高感度

化や、牛へのプリオン接種試験によるプリオンたん白質の蓄積メカニズムの
解明等について取り組まれている。(農林水産省)

(その他)

検査対象月齢の見直しに際しては、パブリックコメントを実施し、また、
各地で開催した意見交換会等においても、必要に応じて見直しの考え方につ
いて説明がなされており、今後とも、BSEに関する正しい知識を普及する
ため、関係機関と連携を図りつつ、リスクコミュニケーションに努めること
とされている。

なお、と畜場におけるBSE検査対象月齢の見直しに係る制度変更に伴い生
じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を
回避する観点から、20か月齢以下の牛について地方公共団体が行うBSE
検査を行う場合に、引き続き国庫補助を当分の間(最大3年間)行うことと
し、現時点では、全ての地方公共団体において20か月齢以下の牛のBSE
検査が継続されている。(厚生労働省)

また、飼料規制の実効性確保の強化に係る施策については、パブリックコ
メントの募集や問合せ等があった場合には内容についての説明等を行うと
ともに、米国産牛肉等のリスク管理に係るリスクコミュニケーションの場
においても当該施策も含め飼料規制について説明を行っており、今後とも、リ
スクコミュニケーションに努めることとされている。(農林水産省)

また、1,000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利
用することについて、農林水産省からの意見の求めに応じて、その食品健康影響
評価を行った。

これについては、牛の特定危険部位及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第
14条の検査を経ていない牛の部位が混合しない肉骨粉を原料として、空気を流
通させた状態で1,000、5分間以上の処理で製造された焼却灰、及び空気を遮
断した状態で1,000、30分間以上の処理で製造された炭化物を肥料に利用す
ることに係る人への食品健康影響(リスク)は、無視できると考えられると評価さ
れた。

(施策の概要)

1,000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用す
ることについては、食品健康影響評価の結果を踏まえ、「ペットフード用及び肥料
用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」を一部改正し、原料となる肉骨粉は、
BSE患畜及びBSE疑似患畜由来でなく、かつ、牛の特定危険部位が混入して
いないもので、牛のせき柱等の混合していないものとして農林水産大臣の確認を
受けた工程において製造されたものであること、肉骨粉の焼却灰は、空気を流
通させた状態で1,000度以上、5分間以上で焼却処理を行ったものであるこ

と。また、肉骨粉の炭化物は、空気を遮断した状態で1,000度以上30分間以上での炭化処理を行ったものであること、原料の受入記録、製品の製造記録、出荷記録を帳簿に記録し8年間保存すること等の条件下で製造・出荷される肉骨粉の焼却灰及び炭化物の肥料利用の一時停止が解除されている。

なお、原料として適切な肉骨粉を用いること、及び設定した処理条件を満たす焼却処理が厳格に行われるよう管理を徹底するとともに、その遵守状況について、立入検査による原料受入及び製造記録の確認等によって検証する必要があるとした食品安全委員会の意見については、都道府県、地方農政局等及び関係団体に通知を発出し、施策の内容を周知徹底、肉骨粉の焼却灰、炭化物の製造事業所に対して、独立行政法人肥飼料検査所による確認検査を実施し、製造基準に適合する場合に確認書を交付、焼却灰・炭化物の原料となる肉骨粉に牛のせき柱等が混合しないことについて、農林水産大臣による確認(地方農政事務所による肉骨粉原料の供給元の現地調査等)を実施、といった対策が講じられている。

さらに、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施に当たってはリスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努めるとした食品安全委員会の意見については、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の改正の概要をホームページに掲載するとともに、問合せ等があった場合には必要に応じて見直しの考え方についての説明を行う等、今後とも、関係機関と連携を図りつつ、リスクコミュニケーションに努めることとされている。

3 かび毒・自然毒

<自然毒>

食品安全委員会は、「佐賀県及び佐賀県嬉野町が構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき提案した方法により養殖されるトラフグの肝」については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条第2号ただし書の規定に基づき、同号ただし書に規定する「人の健康を損なうおそれがない場合」として定めている「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの部位」として、「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝」を追加するに当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、食品健康影響評価を行った。

これについては、評価の結果、現時点において、「提案された方法により養殖されたトラフグの肝」について、食品としての安全性が確保されていることを確認することはできないとされた。

(施策の概要)

食品健康影響評価の結果を踏まえ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条第2号ただし書に規定する「人の健康を損なうおそれがない場合」として定めている「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの部位」として、当該トラフグの肝を追加することは行わないこととされている。

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

< 遺伝子組換え食品 >

食品安全委員会は、遺伝子組換え食品の安全性審査を行うに当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、4品目の食品健康影響評価を行った。

これらについては、**ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断した、または、その安全性に問題はないと判断したと評価された。**

〔4品目：ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種、ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種〕

（施策の概要）

これらの4品目については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、安全性審査を経た旨の公表などがなされた。

< 遺伝子組換え飼料 >

食品安全委員会は、遺伝子組換え飼料の安全性審査を行うに当たり、農林水産省からの意見の求めに応じて、4品目の食品健康影響評価を行った。

これらについては、**ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断したと評価された。**

〔4品目：除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統〕

（施策の概要）

これらの4品目については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、安全性審査を経た旨の公表がなされた。

なお、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統について、畜産物等におけるグリホサートの残留試験の結果を鑑みると、グリホサートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えた。食品安全委員会の意見については、これまで独立行政法人肥飼料検査所において配合飼料及び単体飼料中のグリホサートの残留についてモニタリング調査を実施してきたところであるが、今後、飼料中のグリホサートの残留基準値を設定し、検査等必要な措置をとることとされている。

〔前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの〕

< 遺伝子組換え食品 >

ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統（ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断したと評価されたもの（平成 17 年 3 月 31 日付け通知））については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、安全性に関する確認を受けた旨の公表などがなされた。

2 新開発食品

< 特定保健用食品 >

食品安全委員会は、特定保健用食品の表示許可申請に伴い、厚生労働省からの意見の求めに応じて、7 品目の安全性審査に係る食品健康影響評価を行った。

これらについては、いずれも、**適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価された。**

〔7品目：自然のちからサンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水、ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント、アミールS健康野菜100、リメイクコレステブロック粒〕

（施策の概要）

食物せんいのおいしい水、アミールS健康野菜100（許可時の品目名「アミールS毎朝野菜」）の2品目については、食品健康影響評価の結果などに基づき、特定保健用食品として許可された。

ブレンディスタイリア低糖タイプ（平成 17 年 4 月 28 日付け通知）、ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント（平成 17 年 5 月 12 日付け通知）、リメイクコレステブロック粒（平成 17 年 7 月 7 日付け通知）の4品目については、薬事・食品衛生審議会において有効性等について審議中となっている。

自然のちからサンバナバ（平成 17 年 4 月 28 日付け通知）については、有効性の審査等に係る資料の整備中の段階である。

〔前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの〕

キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント（平成16年6月24日付け通知）、**健康道場 おいしい青汁**（許可時の品目名「サンスターおいしい青汁」）（平成16年9月16日付け通知）、**黒烏龍茶**（平成17年3月3日付け通知）の3品目（いずれも、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの）については、食品健康影響評価の結果などに基づき、特定保健用食品として許可された。

グリコヨーグルトGCL1001（平成16年3月11日付け通知）、**チチヤス低糖ヨーグルト**、**リポスルー**（平成16年4月22日付け通知）、**ヒアロモイスチャーS**（平成16年10月14日付け通知）、**キュービー骨育カルシウム&ビタミンK2**（平成16年11月18日付け通知）の5品目（いずれも、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの）については、薬事・食品衛生審議会において有効性等について審議中となっている。

プリトロール（適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの（平成17年1月27日付け通知））については、有効性の審査等に係る資料の整備中の段階である。

タケダ健茶園 TACC 茶（適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの（平成16年10月14日付け通知））については、その後、厚生労働省に対し許可申請者から申請の取り下げ願いが提出されている。